

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年6月23日提出

提出者	秦野市議会議員	横山むらさき
賛成者	同	原 聡
同	同	吉村慶一
同	同	川口 薫
同	同	阿蘇佳一

提案理由

最低賃金制度を、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度とし、地域間や業種別による不均衡の是正を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による危機的な経済情勢を鑑み、引上げの凍結も視野に含めた審議をすることについて、国や県に意見書を提出するものであります。

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書

神奈川県最低賃金額の改正については、中央最低賃金審議会の答申を受け、神奈川地方最低賃金審議会において審議されているが、県内を一つの単位として賃金額が定められているため、本市を含む県西部・県北部の地区では都市部との経済水準格差から高い負担感があり、加えて地域経済圏が重なる県境の地域では隣接県との最低賃金額の格差により、企業間競争で著しい不利益が生じている。

そのような中であって、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済は急激に悪化し、「緊急事態宣言」の発令により経済活動の抑制を余儀なくされる中、中小企業・小規模事業者の経営に甚大な影響が及んでいる。事業者の事業継続・雇用確保を維持するため、国等による経済支援が行われているが、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者が危機的な状況から脱するには相当の時間を要すると推察される。さらに倒産や廃業が増加すれば地域経済の衰退が危惧される。

以上のことから、最低賃金制度については公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様に、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度を導入し、不均衡の是正を図るべきであり、今後の最低賃金額の改定議論においては、県内中小企業・小規模事業者の事業規模や業種別等の経営実態を踏まえた十分な調査を行った上で慎重に検討するとともに、現下の危機的な経済情勢を鑑み、引上げの凍結も視野に含めた審議をするよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣
神奈川県知事

秦野市議会議長 今 井 実